

## 令和8（2026）年度栃木県お試し関西アンテナショップ運営業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する栃木県お試し関西アンテナショップ運営業務を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、当該委託業務の企画提案募集に当たり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものであり、最終的な業務委託仕様書は、乙の決定後、協議の上、甲が作成する。

### 1 委託業務名

令和8（2026）年度栃木県お試し関西アンテナショップ運営業務

### 2 委託期間

契約締結の日から令和9（2027）年3月31日（水）まで

### 3 業務目的

関西圏の在住者等に向け、本県の特産品の販売を主として、本県の魅力をまるごと関西に持ち込んだアンテナショップを期間限定で出店することにより、本県の魅力を広く発信し、更に消費者動向を調査することで、今後の関西圏における特産品の販売拡大や効果的な観光誘客につなげるもの。

なお、本業務においては、会場の設営、撤去、期間中の会場管理、アンテナショップの運営のほか、店頭アンケートを実施する。

### 4 業務内容

#### (1) アンテナショップの開設・運営

##### ア ショップコンセプト及び店舗名

業務目的を踏まえ、独創性があり、かつ、関西圏において訴求力のあるショップコンセプト及び店舗名を提案すること。

##### イ 開設期間

- ① 原則として令和8（2026）年9月1日（火）から同年11月1日（日）までの期間中に、1週間から10日間程度の開設を基本とする。
- ② 原則として令和8（2026）年12月1日（火）から令和9（2027）年1月31日（日）までの期間中に、1週間から10日間程度の開設を基本とする。

##### ウ 開設場所

##### ① 原則として神戸市内の商業施設等

乙において本業務にふさわしい場所を独自提案するものとする。なお、神戸市内において適当な開設場所がない場合は、兵庫県内の他の地域での実施も認める。

なお、本仕様書提示時点では未定であるが、ウ①において、知事等が本県特産品のPRを実施する場合なども想定し、企画提案を行うこと。

##### ② 原則として大阪市内の商業施設等

乙において本業務にふさわしい場所を独自提案するものとする。なお、大阪市内において適当な開設場所がない場合は、大阪府内の他の地域での実施も認める。

※ ①及び②ともに、施設の利用申込手続、支払業務その他の施設の利用に伴う手続については本業務に含むものとし、出店料、備品使用料、手数料等は、乙が施設管理者に支払うこと。

#### エ 店舗開店時間

10時から21時までを基本とする。

なお、施設側で営業時間の変更があった場合は、この限りでない。

#### オ 店舗機能等

##### (ア) 商品選定

出店場所及び時期に応じて本県の特産品の魅力が十分にPRできるよう加工食品、青果物、酒類その他の特産品から厳選し、提案すること。

また、提案に当たっては、令和7年度「栃木のいいものセレクション」選定商品、ECサイト「とちぎもの」取扱商品の中から1点以上を選定すること。令和7年度「栃木のいいものセレクション」選定商品の詳細は別紙1のとおり。

なお、商品の選定に当たっては、甲と協議の上、最終決定するものとする。

##### (イ) 販売方法

商品は、県内事業者等から乙が仕入れ、販売すること。販売方法は、乙の自由とする。また、商品の仕入れ及び仕入れに係る送料は乙の負担とし、売上は全て乙の収入とする。

#### カ 試食・試飲の実施

ウ②においては、原則として販売する全ての商品について、来店者がその場で体験でき、本県特産品の認知向上や販売拡大が図れるよう、試食・試飲を実施すること。ウ①においても可能な限り試食・試飲を実施すること。

試食・試飲の実施に当たって、参加費の徴収や1日当たりの試食数・試飲数に制限を設けることは差し支えない。

なお、施設の管理運営や商品の特性上、試食・試飲の実施が難しい商品については、この限りでない。

#### キ 関西圏バイヤー提供用の販売商品サンプルの用意

本県特産品の販路拡大を目的として、甲が関西圏バイヤーに提供する販売商品サンプルをウ②の開設2週間前を目途に用意すること。販売商品サンプルは、10社分程度を用意することとし、ウ②において販売する商品から構成すること。また、販売商品サンプルの具体的な提供先、構成などについては、甲と協議の上、最終決定するものとする。

#### ク 冬期観光誘客促進のための観光PR

ウ①において、観光誘客機能の強化を狙い、特産品の販売と併せて、冬期観光誘客促進のための観光PRを実施すること。

具体的な内容については、観光PRブースの設置や冬期観光のモデルコースのPRなどが考えられるが、本アンテナショップへの来店後に本県への来訪意欲が向上する仕組みを取り入れたPRを、乙の自由な発想により提案すること。

#### ケ 観光情報等の発信

本県の観光誘客の促進を図るため、店舗にパンフレット等を設置可能なラック等を用意すること。また、動画放映用のモニターを用意すること。なお、放映用の動画は甲で用意する。

#### コ 来店促進及び認知向上の取組

本アンテナショップへの来店促進、本県特産品の認知向上や「栃木ファン」の拡大が図れる工夫をすること。

具体的な内容については、例えば、ラジオ等のメディア視聴者を対象とした来店者プレゼントキャンペーン、伝統工芸品等の制作体験、伝統工芸品を用いた試食・試飲の提供、特産品の実演販売、観光・特産品のPRステージの実施、イベント限定オリジナル商品の販売などが考えられるが、乙の自由な発想により提案すること。

#### サ 店舗装飾及び販売促進

##### (ア) 店舗装飾

本アンテナショップ近辺の通行人から本県のアンテナショップであると視認してもらえる店頭看板等を作成、設置するとともに、店舗装飾や店員の演出など本県らしさを感じられるものとする。なお、作成する店頭看板や店舗装飾等の校正は、甲と2回以上行うものとする。

また、店舗装飾に当たって、甲と調整の上、甲が2025年大阪・関西万博で催事を開催した際に用いた物品・データの使用が可能である。なお、使用可能な物品・データの詳細は別紙2のとおり。

##### (イ) 販売促進

商品陳列やPOP等は、特産品の魅力が来店者に容易に伝わり、購買意欲が沸くよう工夫したものとし、売上額向上のための仕組みや販売方法等を具体的に提案すること。

#### シ 備品の賃借

本業務の遂行に必要な備品については、乙が賃借すること。

#### ス 店舗運営

(ア) 開設期間中は、店舗に管理責任者を設置し、常駐させること。

(イ) 店舗の運営及び維持管理に必要な店舗スタッフを配置すること。

(ウ) 店舗スタッフには販売商品の説明ができるよう、事前に販売商品を試食させるなど、十分な研修を受けさせること。

(エ) 業務マニュアル（トラブル対応等を含む。）を作成し、店舗スタッフに順守させること。

(オ) トラブル発生時等の緊急連絡網を作成する等、緊急時の連絡体制を構築し、確実に実行すること。

(カ) 店舗運営に当たり法令等に基づき資格が必要な場合は、資格を有するスタッフを配置すること。

##### (2) 保健所、税務署等への各種申請手続

食品販売、試飲、酒類販売等に伴い必要となる、保健所、税務署への各種手続を行うこと。その他必要な申請手続を行うこと。なお、申請に際して手数料が必要な場合は、その費用は委託料に含むものとする。

##### (3) 広報

店舗開設前から開設期間中を通し、店舗への集客や本県への観光誘客を図るための効果的な広報を実施すること。なお、広報の内容等の校正については、甲と2回以上行うものとする。具体的な内容については、例えば、商業施設ホームページでの情報掲載やチラシ及びポスターの配架等が考えられる。

##### (4) 商品購入者の属性調査・レジデータの分析

ア 商品購入者の属性（性別及び年齢階層別の人数）を調査・集計し、甲に報告すること。

イ レジデータ（POSデータ）を分析し、甲に報告すること。

ウ 報告書は、紙ベース（原則A4判）を1部及びその電子ファイルを保存したメディア（DV

D等)を提出すること。

エ 甲に報告した調査及び分析結果は、甲に帰属するものとする。

(5) 店頭アンケート調査

ア 開催期間中に、来店者に対して、本県への観光意欲、本県特産品の認知、アンテナショップへのニーズ、属性等を調査するアンケート調査を実施すること。なお、アンケート回答者への謝礼として簡易なノベルティを用意すること。

イ それぞれの開設場所において、開設期間中に次の有効回答数を回収すること。

(1) ウ①において、100件以上

(1) ウ②において、100件以上

ウ 実施したアンケートについて、集計分析し、甲に報告すること。

エ 報告書は、紙ベース(原則A4判)を1部及びその電子ファイルを保存したメディア(DVD等)を提出すること。

オ 甲に報告したアンケート調査及び分析結果は、甲に帰属するものとする。

(6) 損害保険、損害賠償について

ア 委託業務期間中に発生した対人事故及び対物事故についての補償を行う保険に加入することとし、その保険料は委託料に含む。

イ 乙が、故意又は過失により店舗、備品等を損傷し、又は滅失したときは、乙の負担により原状回復すること。

ウ 乙は、委託業務の履行に当たり、乙の行為が原因で第三者に損害が生じた場合は、その賠償の責めを負うものとする。

(7) 実施計画書等の提出

ア 乙は、契約締結後遅滞なく、甲と協議の上、仕様書に基づいて委託業務の具体的な実施計画を作成し、甲に「業務実施計画書」(様式任意)として提出するものとする。

イ 4(1)のアンテナショップ運営に関わるスタッフについて、業務従事者届(別紙様式)を甲に提出すること。

(8) 実績報告書及び結果レポートの提出

ア アンテナショップ開催期間中の会場風景等について、記録写真の撮影を行い、電子データファイルを保存したメディア(DVD等)を甲に提出すること。

イ 業務完了後、委託業務の実施内容を「実績報告書及び結果レポート」(任意様式)として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア(DVD等)を甲に提出し、甲の検査を受けること。

ウ 「実績報告書及び結果レポート」の記載内容については、事前に甲と協議するものとする。

## 5 留意事項

(1) 委託業務の実施に当たっては、甲と十分に協議し、その指示及び監督に従うこと。また、社会状況に変化があった場合は、実施内容について、甲と協議の上で実施すること。

(2) 委託業務の全部若しくは一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(3) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(4) 乙は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、

その損害を賠償しなければならない。

- (5) 甲が天災等により、事業の中止又は縮小を決定した場合においては、契約金額の範囲内で、甲は、実際に要した経費をもとに乙と協議して取り決めた金額を支払うものとする。
- (6) 本仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、甲と乙が協議して決定するものとする。

